

南渡島地域包括緩和ケアネットワーク会則

1. 総則

本会は南渡島地域包括緩和ケアネットワークと称する。

2. 事務局

本会の事務局を次に置く。

《事務局》函館市五稜郭町 3 8 番 3 号

社会福祉法人函館厚生院 函館五稜郭病院

3. 目的

本会は南渡島二次医療圏における緩和ケアの質向上を図り、切れ目のない緩和ケア提供体制を作ることにより、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように地域全体で取り組むことを目的とする。

4. 事業

本会は 3. の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- 1 定例会、講演会などの開催ならびに後援
- 2 緩和ケア連携パスの作成、見直し
- 3 緩和ケアに関する情報収集と提供
- 4 緩和ケアネットワークの強化
- 5 医療・介護従事者への緩和ケア及び看取り教育の実施
- 6 一般市民への情報提供・相談システムの整備
- 7 在宅ボランティアの育成

5. 会員

本会は 3. の目的に賛同する医療・介護・福祉施設または個人より構成する。

正会員：医療・介護・福祉施設 準会員：個人

新会員は会員の推薦によって本会員とする。

6. 役員

本会には次の役員を置く

世話人 25 名

代表世話人 世話人の中から選出する

会計監査 2 名

世話人の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げないものとする。

7. 会議

本会の会議は、代表世話人が招集する。

総会は原則として年 1 回行い、事業、予算、会計報告等、会の運営全般について審議議決する。

世話人会は必要な際、随時開催し、会の運営方針を検討、決定する。

8. 会費

会費については、以下の通りとし、事務局の指定する口座に振り込むものとする。

- 1) 施設会費 病院 10,000 円、診療所・訪問看護ステーション・介護施設など 5,000 円
- 2) 準会員 無料
- 3) 退会時には、退会届を事務局に提出し、未納会費を一括で支払うこと

補則

本会の目的に賛同したものの協賛を拒むものではない。

本会の会則は世話人会の過半数の議決を経て改正することができる。

9. 本会会則は平成 28 年 5 月 25 日より施行される。